

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年3月29日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区立中学校格技室空調設備設置賃貸借
- (2) 業務内容 本事業は、世田谷区立中学校における学校教育環境向上の一環として、中学校23校を対象に、格技室に空調設備を整備することにより、生徒達に望ましい学習環境を提供すること、また事業実施にあたり、民間事業者のノウハウの活用を図り、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本区の財政負担を最小かつ平準化しつつ、短期間での空調設備導入を実施するものである。
- (3) 準備期間 本事業の準備期間は、区と事業者の間で締結する事業契約の締結日(令和3年7月中旬(予定))の翌日から、令和4年3月31日までとする。
- (4) 賃貸借期間 本事業の賃貸借期間は、第一グループ(中学校22校)、第二グループ(砧中学校)の二つに分けるものとし、第一グループは令和4年4月1日から令和14年3月31日までとし、第二グループは令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 参加資格(基準日:参加表明書提出日現在)

事業所の要件

事業所の主たる事業がリース業であること。

入札参加資格

- ア 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ウ 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- エ 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- オ 東京都電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、賃貸業務格付が「A」のリース会社であること。(基準日:参加表明書提出日現在)

業務実績

過去5年以内(平成28年度から令和2年度)にリース方式により、学校体育館もしくは、学校教室の空調設備設置業務の履行実績があり、本業務において十分な業務遂行能力があること。

経営の安定性

会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

その他

その他、公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加表明書を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査

参加資格の確認をした上で、提案者の組織体制(統括管理(自社)、施工者、技術者配

置、区内業者)と実績(件数、規模)の観点から客観的審査を行い、二次審査の対象とする事業者を3者程度選定する。

(2) 二次審査

本事業における区の要望に即したものであるかという観点から業務提案書の内容を審査し、優先交渉権の順位付けを行う。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区教育委員会事務局 教育総務部 教育環境課

電話 03-5432-2660、FAX 03-5432-3028

Mail SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時間 9時～17時 土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

(2) 実施要領の交付期間、場所及び方法

交付期間

令和3年3月29日(月)から令和3年4月9日(金)まで

交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/006/d00190130.html>

[ホーム](#) [目次から探す](#) [子ども・教育・若者支援](#) [小・中学校](#) [教育環境の充実](#)

[世田谷区立中学校格技室空調設備設置賃貸借に係る事業者選定公募型プロポーザルのご案内](#)

イ 上記(1)の窓口にて配布

(3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

受付期限 令和3年4月26日(月)及び28日(水)17時まで

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

(4) 提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

受付期限 令和3年6月10日(木) 17時まで

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参もしくは郵送すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

なお契約書は、第一グループと第二グループで別途作成する。

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。

(7) 詳細は実施要領による。

(8) 契約の締結については、本件業務に係る令和3年度予算の配当を条件とする。